

# 特別支援教育課 苦しい回答 現場の混乱より文科省通知優先

## 再任用・定年延長者の給与体系 人事委員会に申し入れ (県教委)

**香川教育**

発行所  
高松市田村町1033-3  
TEL (087) 867-4797  
FAX (087) 867-6446  
kakyoso@kakyoso.com  
香川県教職員組合  
定価 1部50円 1月100円  
組合員の購読料は組合費に含む

### 賃金の改善について

### 香教組

異常な物価高騰に見合うと

もに、生活を改善するために61歳以上も含めた全世代の賃金水準の向上を図ること。

2023年人事委員会ですべての世代でベースアップが勧告されたが、ベテラン層は微々たるもの。勧告のベースアップ分よりも物価上昇率の方が高い。

再任用や2024年度からの定年延長教員は、実質賃金が下げられる。仕事内容・量がかわらないのに、カットされるのも納得はいかない。

### 県教委

給料表の改定と改定については、人事委員会の勧告を尊重するということが基本として対応すべきものと考えている。

### 香教組

現実を考えて、人事委員会勧告を上回るようなことは考えていないのか。

### 県教委

人事委員会の勧告は、物価や生活費、民間企業の給与等も調査したうえでなされたものと承知している。そちらの方

香教組ホームページ <http://kakyoso.com/>

2023年11月8日、香教組は、「2024年度当初予算に關しての要求書」を提出するとともに、現場の過酷な状況について説明し、人材の確保および教育条件整備について適切な対応を求めました。



2024年度当初予算について交渉する香教組中央執行委員

うという処遇には納得いかない。

他県が人事委員会の勧告を上回るような見直しが行われたら、香川県もそれにならつて見直しを行うのか。

### 県教委

それもないわけではない。

### 香教組

香川県の給与は全国でも40位台と聞いた。他

県の動向見て決めているとしても、中位程度なら納得もいくが、あまりにも低すぎるのではないか。

### 香教組

定年退職後、給与は減額されるが、生活費は変わらない。

年金が支給されるまでのつなぎにならない。困っている人が多い。そういった声を届けるのがこの場。毎年訴えている。どう考えているのか。

### 県教委

給与の順位は給与実態調査のことだと思うが、20年以上経験者でのそれを単純に比較するとそうなる。7年から10年の世代は12位。都道府県の年齢構成を細かく分析しないと比較はできない。県教委が相対的に調査した結果によると中位程度であると認識している。高齢者の給与についての

### 香教組

他県の動向と期には他県はしていない給与カットを一方的に行っている。アップは、他県の動向を見て、独自で行

を基本的に尊重したい。それを上回る対応については、これまでも、最高号俸の引上げ、高齢層を中心とした査定昇給制度の見直しなどを行い、一定成果を上げてきている。引き続き、人事委員会勧告や他県の動向を見て、適切に対応したいと考えている。

意見は、8月に人事委員会に申し入れしている。

### 香教組

昨年までは、人事委員会に「伝えた」といつていたが、今回は「申し入れた」と変わっている。今後も、そういう強い姿勢で人事委員会に臨んで欲しい。

### 香教組

香川大学教育学部で教員免許を取得して卒業する学生の半分しか教員採用試験を受けない。それは、賃金の問題が一つある。労働環境もよくない。香川県の教員を確保するためには、賃金や労働環境の整備が必要ではないか。

### 教育条件整備について

県独自の少人数学級を継続拡充するとともに学校や子どもの実態にあわせ、県独自の加配をすすめること。

### 香教組

県独自で35人にしていくことは、香教組としても評価している。学級が落ち着くことで、学校が落ち着く。それを踏まえて、さらに30人、20人へと少人数学級を進めてもらいたい。

特別なニーズのある子、特別支援学級の交流先としても学級が落ち着くことが大切。さらなる前進を進めてもらいたいと思っっている。

四・二七通知 (特別支援学級に關するもので、支援学級での授業時数を2分の1以上確保するもの) について、県教委特別支援教育課は、6月の県教委交渉では、「必ずしも2分の1でなければならぬ」とは考えていない。その子にとって最適な学びの場が保障されるとよいと考えている」と回答しました。11月の交渉では、「国の趣旨を受けて」と繰り返して、「どの言葉をもって、そう理解したかはわからない」と、まるで、前音がなかったような回答をしました。▼何か、そうしなければならぬようなことがあったのかもしれませんが、あ

## 責任の所在

まりの無責任な回答に呆れました▼この話を、あるベンチャー企業の社長にしたところ、「結局のところ、国、地方自治体、校長、誰もが、最終責任を負わないからだ。会社なら、いい加減なことをしていたら倒産する。社長は、社員の命と生活を預かっている。そういう危機感が、行政からは伝わってこない。教育界も同じ」▼「教員の働き方改革が進まないのもだれも、責任をとらないから。労基署からの査察も指導もないし、罰も与えられない」▼「成果主義や罰則で縛ることはいいとは思われないが、他人ごとのように捉えている感はない」と。なるほど!

香教組

四・二七通知 についての県教委の考えをもう一度聞かせてほしい。

県教委

国の通知の趣旨を踏まえ、通常の学級で色々な方策を講じて、その時点の障害の状態が通常の学級で学ぶことが難しい子どもが在籍するのが特別支援学級。そこで、しっかりと特別な指導が受けられるような学びの場として運用していくことが中心になる。その上で、県教委がお願いしている通知は、

県教委

新規に特別支援学級に入級する子どもについては、通常の学級では安心して学ぶことが難しいために、特別支援学級でその子どものための特別な教育課程を組んで、相当数の時間を確保すること

県教委

現在、在籍している子どもについても、(国の)通知の趣旨を踏まえて、かなり力がついてきて、特別支援学級での相当数の時間が必要のない子どもは、通常学級へ移行に向けて、指導と環境整備を進めることを強くお願いしているものだ。

香教組

「相当数」とは、

県教委

国としては、総授業数の2分の1とされているが、通知全体の趣旨から考えると、一律2分の1ということではない。障害の程度で大半を過ぎないといかないという子どももいるし、そうでない子どももいる。学びの場が、特別支援学級であればよいと考えてい

る。国は2分の1とされているが、県教委としては「相当数」あるいはそれ以上。

「県教委としてはそれ以上」の「それ」は何を指すのか。

香教組

少なくとも2分の1以上。

県教委

県教委も大半国と同じ2分の1以上を求めるといふことか

香教組

国がその基準を示しているから、少なくともそれ以上の学びが保障できる場でないといけないと思っ

香教組

2分の1以上の時数確保は現状は無理難題。

県教委

現在、特別支援学級の児童生徒数が爆発的に増えているのを知っているか。

香教組

種別ごとに学級編制をした場合、上限の8人

香教組

いっばい。1学年から6学年のすべての学年が同時に在籍する学級が多い。これを、2分の1の時間を確保しようとすれば、1単位時間に複数の

香教組

学年の授業を進めることになり、担任一人で、通常学級では、1単位時間に同じ内容を学習するので、情報は一つ。障害によって、通常学級で過ごすことが困難な児童生徒の授業を同時に、同じ空間で行っているから、6年生授業をしながら、3年生や1年生の授

業内容が聞こえてくる。この状況で、特別な支援を行っているといえるのか想像してみたい。

さらに、高学年になると、国語と算数だけでは、2分の1に満たないので社会や理科も行うことになる。1年生の算数の横で6年生の社会を行

香教組

ているという状況を想像してみたい。あなたが、その場で授業を受けるとしたら、

香教組

集中して受けることができるだろうか。特別な教育課程が必要、支援が必要だといわれている特別支援学級が、過酷な環境な学びの場になってい

香教組

ることを知らないはずはない。今いる子ども

香教組

の授業時数を機械的に2分の1に増やすというのが通知の趣旨ではない。

香教組

これから、相当数の学びに必要な子がそこで学べる場にしていこうというのが趣旨。そのように運用していこうとい

香教組

現在、在籍している児童生徒分の1に満たなくてもいいということになるのでいいか。

香教組

県教委が考えているのは、今、特別支援学級に

香教組

いるのは、相当数の学びの場が必要な子どもがいる。その子どもも、自立活動の指導が

階的に交流の授業を増やしている場合は、半数を切っているケースがあるという事は、国の通知でもいついてい

る過程で、交流及び共同学習を段階的に増やしていついて

香教組

る過程の中で、半数を切っている段階は存在すると思う。

香教組

県教委は、今(授業時数を)、半数切っている子どもは、そ

香教組

ういう子どもだととらえている。通常学級で安心して学ぶ

香教組

ことができるように交流及び共同学習を増やしていついて

香教組

る子どもだととらえている。現在、2024年度の特別支援学級の調査と報告の

香教組

時期になっていく。市町教委や校長は、現在、在籍してい

香教組

る児童についても、必ず、2分の1以上を求めている。2

香教組

分の1以上の授業時数の理解を保護者に求め、理解が得られない場合は退級勧告をする

ように命じた校長もいる。命じられたとおりに保護者に伝

えた特別支援学級の担任が、保護者から強い異議を唱えら

香教組

れ、学校と保護者でもめている現場がある。

香教組

多くの特別支援学級は、朝の

香教組

会、帰りの会も行い、生活母体が支援学級に

香教組

ある。授業は、国語と算数しかしてなくても、交流の授

香教組

業で困った部分は、フォローすることも多い。保護者対応

香教組

も通常学級と同じようにしている。授業時数が2分の1に

香教組

なくても、教育条件の整備が

香教組

十分でない中で。何とかやりくりしている。2分の1以上とするならば、教員と特別支

援学級の教室を増やすことを求める。

自立活動を充実させ、交流で過ごすことができるように

香教組

育んだとしても、受け入れ先の通常学級が落ち着いた環

香教組

境でないのが現状だ。特別支援学級の児童生徒が、つらい思

香教組

いをしながらそこに座っていることも多い。県教委は、そ

香教組

ういつた現実を見たことがあるのか。

香教組

学校訪問で見ることがある。

香教組

それは、よそいきの姿だ。現実

香教組

は、日々、過酷な状況だ。通常学級にも

香教組

特別支援学級に入級相当の児童生徒が在籍している場合があり、特別なニーズがある児童生徒も増えている。教員1

人で、35人の児童生徒を担任することが困難な時代になっ

てきている。にもかかわらず、人も教育環境整備もせずに、

インクルーシブ教育に向けて、通常学級に戻せだの、2分の

1以上の授業時数の確保だのと理想論を通知でしぼり、現

場は大混乱している。保護者の中には、「この通知は無理

だよ。国や県は、支援の必要な子のことを考えてくれて

いるとは思えない」という人

もいる。

四・二七通知の理想を追求するならば、

特別支援学級において、子どもたち一人一人の特性に応

じた支援ができるようにする

こと。

努力ではなく

実施を期待する。

(次号につづく)